

番号	28 - 39	申請者	薬剤師 諫見 圭佑
<p><b>【審査申請課題】</b></p> <p>薬剤師の病棟業務開始により増加した優良な疑義紹介から得られる医療経済効果の推算</p>			
<p><b>【審査課題の概要】</b></p> <p>薬剤師が行う疑義照会は処方箋の記載不備に対する形式的疑義照会と、薬学的な判断を必要とする薬学的疑義照会に分けられる1)。</p> <p>熊本再春荘病院薬剤部は、2009年6月よりすべての疑義照会を毎月集計し、日病薬医薬情報委員会プレアボイド報告評価小委員会のプレアボイド報告評価方法を参考にして、薬剤師関与の度合い(貢献度)と副作用との関連性の確度(事象の科学的確度)に関して3段階に評価している2)。症状の重篤化あるいは未然回避事例で薬剤師の貢献度合いと副作用等の関連性の確度の評価が最も高いものを薬学的疑義照会の優良事例とし、管理診療会議及び医療安全の会議で報告を行い、施設内での周知を図っている。</p> <p>また、熊本再春荘病院は2013年4月より薬剤師の病棟業務を開始し、開始後の3か月間で病棟薬剤業務開始前の2012年の同時期と比較して疑義照会率と当院薬剤部で規定した薬学的疑義照会の中の優良事例は有意に増加し、病棟薬剤業務を実施した病棟の医薬品に関するインシデント報告は減少したことを報告しているが、報告の中では医療経済効果についての検討は行われていなかった3)。</p> <p>これまで調剤薬局や外来がん化学療法や注射薬等の疑義照会の集計と医療経済効果について報告されているが、病棟業務開始に伴い増加した優良事例と医療経済効果について検討した研究は少ないため、病棟業務開始により増加した薬学的優良事例より得られる効果を医療経済的に評価することを試みる。4, 5)</p>			
審査結果	承認 (平成29年 3月22日)		